

福岡県公報

平成十七年十月二十六日
第二千四百五十三号
増刊
①

目次

規則 (第八十五号)

○福岡県高等技術専門学校等運営規則の一部を改正する規則

(職業能力開発課) …………… 一

規則

福岡県高等技術専門学校等運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八十五号

福岡県高等技術専門学校等運営規則の一部を改正する規則

福岡県高等技術専門学校等運営規則(昭和四十五年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を次のように改める。

ただし、天災その他やむを得ない場合であって知事が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休校することができる。

第二条に次の一項を加える。

2 前項ただし書により、臨時休校した場合は、校長は、次に掲げる事項を速やかに知事に報告しなければならない。

一 天災その他やむを得ない事由の概要

二 訓練を行わない時間数又は日数

三 その他校長が必要と認める事項

様式第二号中

附則

この規則は、公布の日から施行する。

視力	左 () 右 ()
色覚	
聴力	左 右

を

視力	左 () 右 ()
聴力	左 右

に改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎
株式会社
川頭六丁目六番四一
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)